

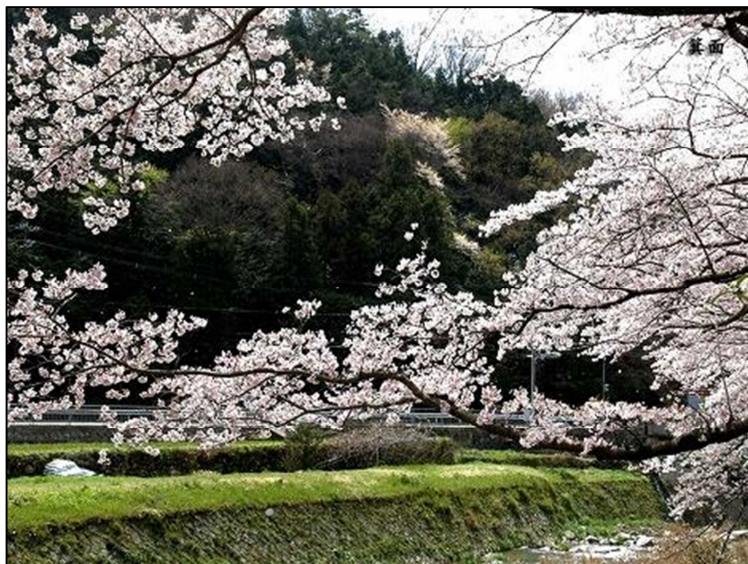


平成28年度（2016年度）

HUMAN RIGHTS REPORT

ヒューマン・ライツ・レポート

（箕面市職員による人権課題に関するレポート）



このレポートは、箕面市の職員による人権行政研究会というチームが編集しています。箕面における人権課題を学び、実態を知ることで、市民と職員が共通認識に立ち、お互いの情報を共有して、それらを広く伝え、人権文化のまちづくりを共に考えることを目的としています。

今年度の研究テーマは、「発達障害」と「支援教育」にスポットを当てました。発達障害や箕面市の支援教育の取り組みについて、本市教育委員会指導主事と市立小学校教諭から説明を受け、意見交換を行いました。また、障害者が企業で働くための支援をしている箕面市障害者雇用支援センターと、豊能北障害者就業・生活支援センターを取材しました。

レポートを作成することで得た成果をそれぞれの職場へ持ち帰って活用するとともに、情報の発信や今後の施策づくりに活かすことができると考えています。

— 目 次 —

◎取材先レポート

◇発達障害・支援教育について

教育委員会事務局人権施策課

豊川北小学校 支援教育コーディネーター …… 3

◇障害のあるかたの就労支援について

協力：箕面市障害者雇用支援センター

豊能北障害者就業・生活支援センター …… 16

◎コラム

◇1 支援教育・発達障害・障害者就労に関する制度など …… 27

◇2 障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、
部落差別解消推進法の施行 …… 28

◇3 差別落書きはいっさい許さない …… 30

◇4 人権啓発シンポジウム報告

「わかりあおうとする社会へ」

～図書館などでの差別落書きから考える～ …… 31

◎箕面市人権宣言、箕面市非核平和都市宣言 …… 33

◎編集スタッフ・事務局 …… 34

発達障害・支援教育について

平成 29 年 2 月 16 日に、箕面市における支援教育や、発達障害について、本市教育委員会事務局の五十嵐直人指導主事と、豊川北小学校の支援教育コーディネーターの新居三千子教諭から説明を受けたうえで、研究会会員との意見交換を行いました。



(1) 箕面市における支援教育の取り組みについて

講師…子ども未来創造局 人権施策課 五十嵐直人指導主事

【箕面市の支援教育の歩み】

- 昭和 28 年に箕面小学校で障害児学級を開設。隣接の豊中市や池田市の児童も通学しました。昭和 31 年に、第二中学校で障害児学級を開設。その後順次エレベーターやエアコンを設置するほか、近年では市費で障害児介助員（平成 29 年度から支援教育介助員）を配置したり、重度身体障害児のタクシー送迎などの取り組みを行ってきました。

【小中学校における支援教育】

- ・「ともに学び、ともに育つ」の理念のもと、施設の「バリアフリー化」、授業の「ユニバーサルデザイン化」を推進しています。支援学級に在籍する児童生徒だけでなく、通常の学級に在籍し、学習活動やコミュニケーションの取り方などに困難を感じている児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行う教育をめざしています。
- ・環境整備、視覚支援、授業の工夫、見通しの持たせ方、なかまづくりなど、誰にとってもやさしいクラスづくりをするとともに、個に応じた対応・指導を行います。
- ・個に応じた支援のため、支援教育コーディネーターなどによる校内支援委員会の開催、個別の指導計画の作成など、専門家、関係機関、保護者との連携を行っています。
- ・ユニバーサルデザインの授業とは、支援が必要な子には「なくては困る支援」を、他の子には「あると便利な支援」を行い、どの子にも分かりやすいようにさまざまな工夫がされた授業のことです。



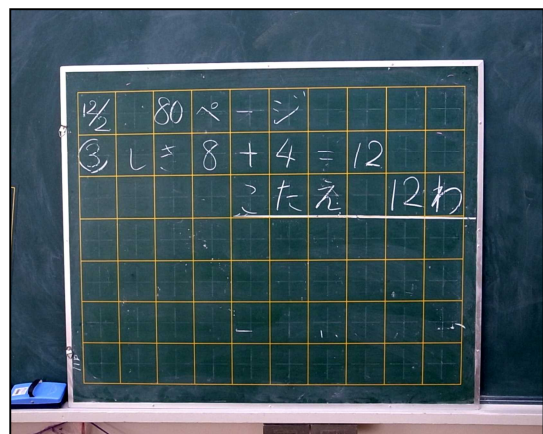
トイレの前の上履きの位置



遊びのルール of 視覚化



カーテンで視覚刺激をカット



わかりやすい板書

【保育所・幼稚園、小・中学校での工夫の事例】

- ＊目で見て分かるように、トイレ前の上履きを脱ぐ位置に印をする、遊具の前に並ぶ順番の印をつける。
- ＊1日のスケジュールを、絵と文字の両方で表す。
- ＊個の特性に応じて、個別のワークスペースや個別のスケジュールを作成する。
- ＊視覚刺激をカットするために、教室の壁（黒板がある面）の掲示物等はできるだけすっきりさせる。授業と関係のない掲示物には、授業中はカーテンで隠して見えないようにする。
- ＊子どもが持っているノートのマス目の数と合わせた黒板を使い板書する。
- ＊あらかじめ、黒板に学習の流れを書いておき、授業の流れを分かりやすく指示する。
- ＊理科の授業で実験をする時など、余計なものが目に入らずその都度集中できるように、先生の話を聞く時と、実験をする時とで座る席を分ける。

【その他の取り組み】

- ・校内でのチームによる支援や、豊中支援学校、箕面支援学校、教育センターなどの専門機関等との連携による支援も行います。
- ・支援教育についての相談は、教育センターの教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、さまざまな機関と行うことができます。
- ・「箕面市支援連携協議会」では年2回程度の全体会と、校種間連携部会（幼保小及び小中）、地域生活支援部会の3部会を開催しています。
- ・支援教育は学校現場だけで成り立つものではありません。一人ひとりの子どもが同じスタートラインに立てるにはどんな支援が必要か、学校・保護者・地域の協働で子どもたちの笑顔がかがやく一貫した支援の連携をめざしています。

(2)「発達障害」とは？

講師…豊川北小学校 支援教育コーディネーター 通級指導教室担当 新居三千子教諭

【発達障害とは】

- ・主に先天性の脳機能障害が原因となり、乳幼児期に生じる発達の遅れのことです。精神

障害や知的障害を伴う場合もあります。

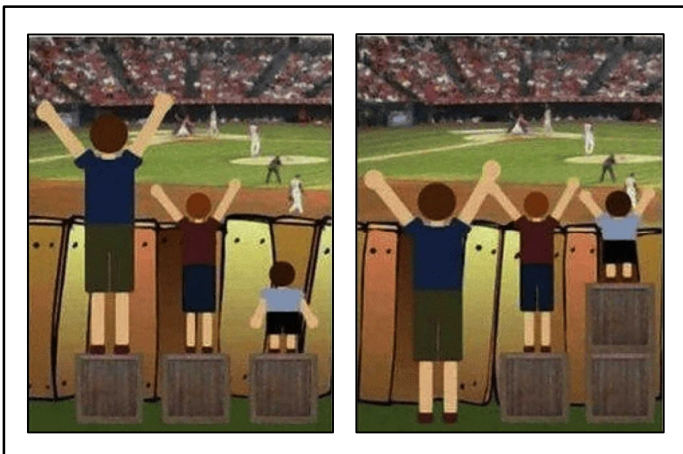
- 通常学級の約 15 人に 1 人（約 6.5%） いると言われています。
- 原因は、親の愛情不足、家庭のしつけの問題、本人の怠慢などではありません。親の問題でも本人の問題でもない理解することが大切です。
- 「自閉スペクトラム症」、「学習障害（LD）」、「注意欠陥・多動性障害（ADHD）」の 3 種類に分けられ、1 種類だけの症状を持つ子もいれば、2、3種類の症状を持つ子もいます。また、知的障害を伴うこともあります。知的障害の子も、行動面の課題を持つ場合があります。それぞれの障害にマニュアルがあるわけではありません。

●自閉スペクトラム症…社会性の発達の偏り、コミュニケーションの発達の偏り、想像力の発達の偏りがみられる。その他の特性として、視覚・聴覚・臭覚・味覚・触覚への過敏や鈍感などがある。

●LD（学習障害）…基本的には知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と活用に著しい困難を示す様々な状態。

●ADHD（注意欠陥・多動性障害）…手足をそわそわ動かしたり、じっとしてられないなどの「多動性・衝動性優勢型」、不注意な間違いをしたり日常の活動で忘れっぽいなどの「不注意優勢型」、両方が混ざった「混合型」に分けられる。

【基礎的環境整備と合理的配慮】



- 例えば、壁の向こうのスポーツ観戦をするために、みんなに一つずつ同じ台を準備することが「基礎的環境整備」、壁の高さを低くすることや、身長に応じて個々の台の数を増やすことが「合理的配慮」の一例です。

【クラスでの具体的な支援方法】

- 絵や字で書いて伝える視覚支援、「廊下は走ったらダメ」ではなく「廊下は歩こう」などの肯定的な声かけ、時間割の横に内容を書くなど見通しをもたせる工夫をしています。ユニバーサルデザインといわれるものは、子どもにとってだけでなく、教師にとっても誰にとっても分かりやすいものです。
- 発達障害の子は、行動面から怒られてしまうことも多いので、1つ指示を出してできたらほめる、といった、ほめるサイクルを作るようにしています。

【（特別）支援学級】

- 国は「特別支援学級」という名称を使用していますが、大阪府では「支援学級」という名称を使用しています。
- 知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害と、種別ごとのクラスに分けられます。

【通級指導教室】

- 通常学級に在籍しながら、週1時間～8時間、授業中、休み時間や放課後などに、子どもの課題に応じた個別の指導を受け、およそ2年間くらい通います。
- 言語障害（主に発音の障害）、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥・多動性障害、など様々な障害の子どもが通級しています。

【箕面市での通級指導教室】

- 箕面市では小学校に4校（中小・豊川南小・南小・豊川北小）、中学校に1校（二中）設置しています。
- 設置がない他の小中学校の子どもは、他校通級というかたちをとっていますが、本来、みんなが同じサポートを受けられる体制になるのが理想的です。
- 平成28年度から、公立幼稚園と小学校で、通級担当教諭の担当校制に変更しました。（例）豊川北小学校の通級担当教諭は、月・水曜日は東小・彩都小・かやの幼稚園。火・木・金曜日は豊川北小で勤務しています。

【通級での具体的な指導】

- 図形パズル、漢字イラストカード、バランスボール、トランポリンなどを使った、さまざまな指導をします。学習と運動の両方が苦手な子どもたくさんいます。また、学習で文字を書くことに疲れている子どもも多いので、漢字パズルや二択の漢字小テストなど、楽しんで取り組みながら、学習意欲をあげられるようにしています。
- 通級で大事にしていることは、子どもの意欲を高めて自信につなげ、教室での学習につなげることです。また、日々の様子やテスト、プリントなどでの担任教諭との連携、ファイルのやりとりや面談などでの保護者との連携を大事にしています。

（３）会員の感想など

- 箕面市における小中学校の支援教育において、「ともに学び、ともに育つ」というスローガンに始まり、自分が昔通っていた小学校とは違う様々なやり方をしている事がわかり、非常に勉強になりました。特に授業における工夫、視覚支援の大切さなどを知ることができたのは良かったです。
- 発達障害とは、の基本的なお話から、実際に学校で取り組まれている事例など、とても分かりやすくお話しいただき、学校現場での様子が少し分かった気がします。子どもに寄り添った様々な工夫をされていること、子どもが元気に楽しく学習できるよう、意欲を高めることを大切にしていること、知らなかったことがたくさんあり驚きました。
- とても丁寧な指導をされているのだと思いました。特に合理的配慮の説明で「台の数を調整する」ということは予想していましたが、「壁を低くする」という発想はなく、壁を低くすることができればみんなが同じような環境にいることができると思いました。どんな人も怒られるよりほめられたい、否定ではなく肯定で人と接することで、本来もつそれぞれの力がより引き出されると思いました。
- 大人、先生、保護者みんながまず「発達障害って何？」から知って、広く分かってもらうことの大切さ、優先順位の高さを感じます。広く知ってもらうことで、誰もが暮らしやすい社会につながると思いました。



～取材を終えて～

職員 A

以前まで、発達障害について、親のしつけも原因の一つであると考えていました。しかし、そうではなく主に先天性の脳機能障害が原因であることを知ることができて、イメージが変わりました。発達障害について周囲の人が理解し、発達障害を持った人が生活しやすい環境を作っていくことが必要だと思いました。

職員 B

自分が小学生の時を思い返してみると、自閉症の子が1人いて、支援学級と普通学級を行き来して授業を受けていました。その頃には、今思えばADHDやLDでは？という子もいましたが、その用語自体が浸透していなくて、単にしつけができていない子、落ち着きのない子で片付けられていたと思います。

今日では、医療技術の進歩などさまざまな変化があり、支援が必要な子どもたちにどう向き合うか、どう支援するかというのは社会的な問題だとも思います。

支援が必要な子どもには一人ひとりの特性があり、すべてマニュアルどおりの対応をすればいいという訳ではないということが、お話を聞いてよく分かりました。保護者と学校が子ども一人ひとりに対する理解を進め、連携することが最も大事なことと思いますが、決して簡単ではないと思います。支援する側が精神的・肉体的に余裕をもち、支え合っていくことの大切さも見過ごしてはならないと思いました。



職員 C

ヒアリングでは、先生がたの熱い指導を聞くことが出来てうれしかったです。ありがとうございました。私は障害をもつ子の親ですが、このような場に出席すると、また自分が原点に戻って振り返ることができ、とても良い勉強になります。

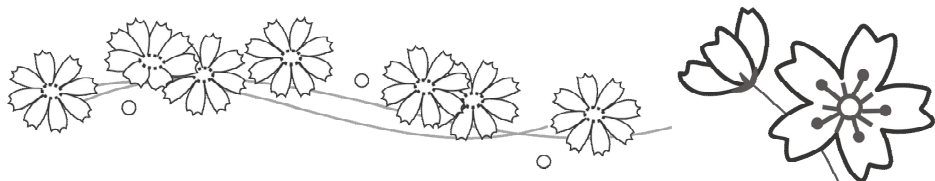
障害がある、ないをどのように決めるのか？ 何が障害なのか？

目に見てわかるものもあれば、わからないものもある。生まれた時に障害があると言われれば覚悟を決めて育てる。途中で我が子がグレーゾーンに入っていることが分かったら・・・どちらにしても「うちの子に限ってなぜ？」と問いかけてしまうことでしょう。《あたりまえの生活がどれだけありがたいことなのか》を身をもって知らされます。

そんな中で大切なことって、まずは家族が受け入れること、友だち・学校・地域との連携を取り合えば一番ベストに生活出来ると思いますが、言葉で言うほど簡単なことではありません。また受け入れるまでの時間や道のりはそれぞれ違うものであり、答えの無い奥深きものです。

箕面市は、福祉に力を入れていることが広まり、引っ越して来られる家庭も多いですが、その分、市の体制も整える必要があることでしょう。現場によっては、当事者と話しを進めていかなければならない所、市民の窓口となる場所などでも対応することも多々あります。その時、どんな対応をすれば良いのか考えます。相手の立場になって考えることや、心の引き出しをいっぱい持っていれば、お互いが理解し合えることにもなるし、より良い言葉がかけられます。このように一人でも多くの職員が、心にゆとりを持って対応していけることを願います。

私自身も、また自分に問いかけ直すことが出来て良かったです。ありがとうございました。



職員 D

子がバスの中で飛び跳ね騒ぐ、購入していないスーパーの商品を食べる。初めは、子が発達障害であると分からず悩んでいた母親が、子の行動が発達障害からくるものであると専門家から言われ、ほっとする、という体験談の映像を見て、「大変だな…」それが最初の感想でした。この「大変」というのは、子に対する関わりのことではなく、親としての立場と社会との関わりのことです。

私自身、幼い息子二人を連れて電車で出かけた時、電車内で年配の女性に「最近の母親はしつけができてない。」と周囲に聞こえる声で言われた経験があります。電車に乗る時は、切符を買う際に子がいなくなるか、トイレは大丈夫か、電車に興奮しホームに飛び出さないか、立っているのがしんどいと泣き出さないか…といつも緊張します。「席も確保できた、やっと一息つける。子は外の景色を見て喜んでいる」と思ってほっとした時の女性の一言でした。おとなしく出来ない子は電車に乗せるべきではないと言われているような気がし、また、母親は一時もほっとすることが許されないのかと悲しくなりました。「子どもはそういうもんだよ。」と温かく見守ってもらえたら、母親を責めずに「電車の中では静かにしようね。」と代わりに優しく子に諭してくれたら悲しい思いをしなかったと思います。子を持つ親に冷たい社会だと思うことがあります。発達障害の子を持つ親はより辛いことが多いと思います。社会で辛いことばかりあると、心を閉ざしてしまうし、子に辛くあたってしまうかもしれません。映像の中の母親がほっとしたのは、子の行動の原因が発達障害からくるものだとかわかって、自分一人で何とかしようと思わなくていいと思ったからではないでしょうか。

親は子が笑顔で平穏に育ってくれたらと願っていますが、今の複雑な社会でうまく生きるためには「場の空気を読む」ことが必須となっています。場の空気を読みにくい子の親は、社会の中で親として経験した辛い思いを再び子にさせないために、何とか社会に適應できるようにしつけなければと一人で背負い込んでいるかもしれません。支援教育や施設のバリアフリー化、授業のユニバーサルデザイン化の取り組みは、一人で背負い込んでいる親の救いです。職員である以前に子を持つ親としても、このような取り組みや発達障害への理解が社会に浸透し、子育てや障害などに寛容な社会になるよう尽力したいと思います。

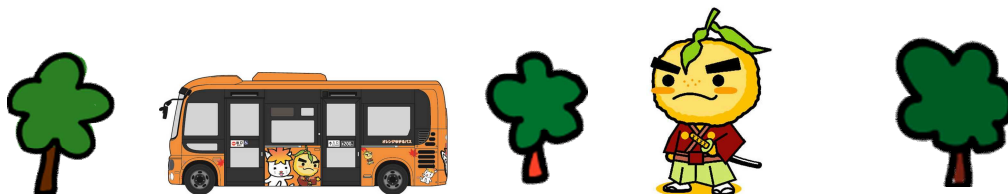
職員 E

「ともに学び、ともに育つ」というスローガンのもと、箕面では地域の学校で、どのようにしたら通常の学級の中で共に学ぶことができるか、様々なことに取り組んでいるとわかりました。

支援が必要な子には「なくては困る支援」、通常の学級の子には「あると便利な支援」として例えば、読むのではなく目で見てわかる工夫として、一日のスケジュールにやることの絵を差し込んだり、時計の絵を入れて時間が読めなくてもわかるようにしたりと、様々な工夫をしており、箕面市の支援児への対応がとてもすばらしいものであることがわかりました。また、支援学級へ入る子には個別に就学支援シートや進学支援シートを作成しており、個別にしっかりした支援プログラムを作成していることがわかりました。

今回の講義で、注意力が散漫になりがちな発達障害の子の特性を教えていただき、今まで考えたことのないことを考えさせられた気がしました。

全体を通して、箕面市としての発達障害に対する取り組みが先進的といわれる理由を理解でき、また、自分が学校に通っていた時にはなかったような支援、工夫があり、個人個人に応じた対応ができていると感じました。発達障害の子に対し、どういう基準で「発達障害」と判断するかは難しい線引きであると思いますが、個人の能力に応じた支援方法を考えていくことが大事であると感じることができました。



職員 F

箕面市における支援教育の取組として、1987年から1996年までの間に、小・中学校でエレベータが設置されており、自分の小・中学校時代にエレベータはなかったので正直驚きました。

基礎的環境整備と合理的配慮の図について、それぞれに応じて台の高さを変えることで壁を越えることができるということでしたが、そもそも壁自体をなくしたり低くすることで、みんなに配慮される形になると言われていたことは、まさにその通りだと思いました。

今回の話の中で、何枚かの写真を見せていただきましたが、今の学校ではみんなにとっても配慮されているようでした。視覚情報が多くならないようにするため、必要ではないものは見えないようにしたり、ノートのマス目に合わせて黒板に書いたりなどいろいろと配慮されており、自分の子ども時代はこんなに配慮されていなかったように思いました。

障害があることをまず理解し、理解した上でそれぞれの子に応じた支援は何かを考え、保護者・学校などが連携し支援していくことが大事だと感じました。

職員 G

実際に教育委員会のかたや現場の先生から、臨場感のあるリアルな話をきけて良かったと思います。質問などもでき、とても良い機会だと思いました。

支援の必要な子どもたちが箕面市でどんどん増えているので、市役所で働く人間にとって必要不可欠な知識だと感じました。

子どもたちだけでなく、大人の発達障害も最近話題になっているので、今後も継続して発達障害・支援教育等に関する知識を取り入れていきたいです。

通級指導教室の拠点校が小学校4校、中学校1校では少ない気がしました。全校に通級指導教室があればよいと思います。

今後、支援学校の役割や本市との関係についても調べてみたいと思いました。



職員H

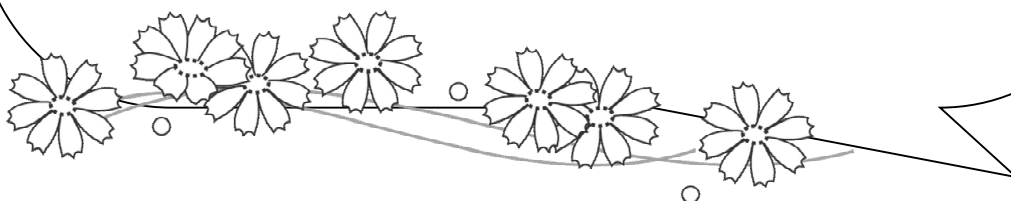
今まで、私は目に見えてわかることを障害ととらえ、ハード面のバリアフリー化が重要であると考えてきましたが、今回発達障害の実態を知り、目に見えない障害について考えさせられました。

目に見えない障害は、傍からみると健常者と変わらなく見えるため、発達障害の子の行動などが、親のしつけや個人の問題ととらえられがちで、それによって、叱られてやる気をなくしてしまう子や非行につながってしまう子もいると知り驚きました。だからこそ、人と人とお互いに思いやりを持てるような関わりがより大切になってくると感じました。思いやりを持てるからこそ、個々に合わせた対応もできてくると思いました。

実際に自分が小学生のとき、発達障害だったであろう子がいましたが、当時は発達障害という認識もなければ一般的に認知もされていなかったため、しょっちゅう先生から叱られたり、周りの友達ともなじめていない様子でした。その時に、発達障害という知識があれば、もっと違う対応の仕方があったのではないかと思います。だからこそ、発達障害に関わらず、人権問題は広く周知して、周りが認め合い支え合い、一緒に考えていくことが大切だと感じました。

これは子どもだけの問題ではなく、その子どもは成長して大人になります。自分の職場の問題として、一緒に働いている人や、来庁される市民のかたに置き換えて考えてほしい、と言われたのは、確かにそうだと思います。

教育だけでなく、実際に身近に対応しているかもしれないと思うと、より相互理解の大切さを改めて考えていかないといけないと感じました。



職員Ⅰ

今回のヒアリングでは発達障害、支援教育についての理解を深め、学ぶことができました。また、近年の小中学校の現状を知ることができる内容でした。

発達障害については、どこからが発達障害なのか判断が難しいと感じました。判断基準の中に、子どもであればよくある行動（落ち着きがない、集中力がない）などが上げられていますが、発達障害であっても、これらは「子どもだから一般的な行動だ」と誤解されやすい内容であるため、一人ひとりが発達障害についての理解を深める必要があると感じました。

支援教育についての現状を知り、正直驚きました。「ともに学び、ともに育つ」という教育方針の中で、みんなが理解できるように様々な工夫がされていることに感動しました。また、支援学級や通常学級にかかわらず、ユニバーサルデザインの授業への取り組みなど、現在の教育を知ることができ、学ぶことも多かったです。

「ともに学び、ともに育つ」環境づくりの大切さを感じました。



障害のあるかたの就労支援

箕面市障害者雇用支援センター 豊能北障害者就業・生活支援センター

平成 29 年 2 月 23 日に、障害のあるかたの就労支援を行っている、「箕面市障害者雇用支援センター」と「豊能北障害者就業・生活支援センター」を訪ね、職員の下司良一さん、横山裕章さん、森理史さん、板谷恭子さん、利用者のかたにお話をうかがい、意見交換を行いました。



(1) 障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターについて

【箕面市障害者雇用支援センター】

- ・平成 8 年に大阪府内で 1 番目、全国では 6 番目に開所した職業訓練を行う施設です。国制度の変更にともない、現在は障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスの一つ「就労移行支援事業」として指定を受けて取組みを行っています。開所当時は、「発達障害」というキーワードはメジャーではありませんでしたが、徐々に障害や支援手法が明確になってきました。

-
- ・支援学校や高等学校、専門学校や大学などを卒業して利用されるかた、以前に会社で働いた経験のあるかたなど、様々な経歴のかたが利用しています。平均年齢は20代前半。
 - ・障害種別問わず、定員20名。年間10名程度が企業に就職しています。

【センターの利用について】

- ①就労（雇用契約を結ぶもの）をめざした通所トレーニングを実施する。
- ②利用期間は最大2年間。
- ③利用対象者は、障害者手帳をお持ちのかた（療育・精神・身体の種別は問わない）、65歳未満のかたで、2年間で就労が見込めるかた。

【就職先の一例】

- *清掃業（福祉施設、屋外施設、商業施設など）
- *軽作業（店舗のバックヤードでの商品の整理や衣類等の畳み作業など）
- *事務補助（パソコンでのデータ入力、書類整理、ファイリングなど）
- *食器洗浄、調理補助など
- *工場内での荷物の梱包、仕分けなど

【豊能北障害者就業・生活支援センター】

- ・前述の箕面市障害者雇用支援センターと同じ施設内にあり、2市2町（箕面、池田、豊能、能勢）在住の障害のあるかたが、地域で安心して就労生活を送ることができるよう、地域の関係機関と連携して、相談や助言、企業実習の斡旋などを中心に、職業訓練については雇用支援センター等の就職を支援する通所施設につないだり、企業で働くために必要な支援を行います。就職までの相談だけでなく、就職後、働き続けられるためのフォローも行います。登録者約440名です。
- ・10代後半～60代まで幅広い年齢層のかたから相談があります。発達障害のあるかたからの相談が近年増えています。また、家族や事業主からの相談も受け付け、ハローワーク、行政、医療、教育など様々な機関と連携しています。

【雇用現場の紹介】

- *施設内の清掃業務…手順に沿って清掃します。箕面市内は工場や会社が少ないので、介護施設、スーパーマーケット、ショッピングモールなどでの軽作業や清掃業に就くことが多いです。
- *外食チェーン店で食器洗い、片付け、清掃など…チェーン店は業務がマニュアル化、シ

ステム化されているので分かりやすく、ルールに沿って業務が行えます。

＊クリーニング工場…作業がライン化されているので、障害者も働きやすい環境。かなり以前から障害者雇用に取り組んでいる業種です。

＊スーパーマーケットでの様々な業務…リサイクルペットボトルの回収、スーパーでは調理補助をしたり、商品陳列のレイアウトをしたり、値札を作成したり様々な仕事をしています。お客さんとの接点も多いです。

＊特例子会社（※）や、関連するグループの子会社での障害者雇用も合わせて実雇用率を算定するグループ適用といった制度を活用することで、障害者雇用の機会が増えている例も見られます。

※）特例子会社とは、事業主が障害者の雇用に特別に配慮した子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして実雇用率を算定できるものです。

(2) 就労支援の取組みについて（センター内での訓練の様子を見学）



- ・パソコンでのデータ入力作業、コンセントタップの組み立て、ネイルパーツの梱包、ボールペンの組み立て、値札の照合と分類など。作業時間は、午前が1時間40分、午後約3時間。
- ・様々な作業に取り組み、自分自身の得意・苦手なことを知っていきます。また、作業をこなすだけでなく、スタッフへの報告、連絡、相談など、

会社で働く上で必要なルールやマナーについても身につけながら、定期的に面談を行い、個々の障害者の特性・適性に見合った就労につなげます。

(3) 利用者の声（Iさん・20代男性にインタビュー）

- ・高校卒業後に調理師免許を取得。発達障害があり、コミュニケーションをとるのが苦手で、卒業はできたものの在学中には何度か辛い思いをしました。

- ・卒業して数ヶ月後からセンターに通所しています。通所して約半年がたち、センターの職員のかたともずいぶん関係性が築け、就労に向けて克服すべき課題や目標も明確にな



ってきています。

- ・得意な作業はチラシの封入作業、苦手な作業はパソコンのデータ入力作業です。
- ・センターを利用して良かったことは、施設外訓練などで今まで経験のないことができること。喫茶店でコーヒーを煎れたり、食器を洗浄したりするのが楽しいです。

- ・家に帰ってからや、休日のリラックス方法は、ストレッチをしたり、テレビやゲームをしたりすること。料理が好きなので、茶碗蒸し、餃子、春巻きを作ることもあります。
- ・小中学校時代にしてみたかったことは、様々な職場での見学です。
- ・今までで特に力を入れて頑張ったことは、高校時代、学校の勉強や、ラグビー部の活動に熱心に取り組んだことです。
- ・今の目標は、センターを修了するまでに休まず通うこと。施設外訓練にたくさん行き、いろんな経験をしてから就職したいです。
- ・いずれは飲食店関係で就職し、調理補助、食器洗浄、接客をしたいです。

(4) センターとの質疑応答

【基礎データなど】

- ・就職している障害者と求職中の障害者の割合はどのくらいですか。
⇒豊能北障害者就業・生活支援センターでの登録者 440 人のうち、240 人が就業中。
就業中が約 55%、求職中が約 30%。他には、病気の治療に専念したり求職活動をお休みしているかたもいます。本人が長く働き続けられることが大事なので、丁寧に個々の障害者の特性・適性に見合った就労につなげます。
- ・実際に採用された実績は年間どのくらいの割合でしょうか。また、採用されてから定着できた、できなかったのはどのくらいの割合でしょうか。

⇒平成 27 年度、求職者 113 人のうち 31 人が就職しました。どのくらい続けば定着と言えるかは難しいですが、今現在 31 人全員が継続して就労できています。

- ・センターで支援している障害者を雇用する事業所等は、市内にどれくらいありますか。

⇒把握しているのは 42 事業所です。事業所は他にもあり、今後アタックしてみたいところもあります。市内での就業者は 52 人。

- ・様々な市町村から雇用支援センターを利用されているそうですが、箕面市民の利用者はどのくらいの割合でしょうか。

⇒雇用支援センターに通う 20 人のうち、11 人が箕面市民です。他のかたは、近隣市町村から来られています。

【当事者支援について】

- ・長く働き続けられるための支援とはどのような支援ですか。

⇒自分にできること、自分がしたいこと、働くうえでどんな支援が必要かを、自分で理解していけるような支援をすることが大切です。

- ・就職先を、どのような流れで決めていくのですか。

⇒日頃の訓練作業や面談などを通して、どんな作業が得意か本人とスタッフ内で共有し、個々の障害者の特性・適性に見合ったマッチングを心がけます。また、ハローワークから毎日届く求人票をチェックするなど、常に生きた情報を得るようにしています。

- ・就職にあたり、一番問題である、難しいと感じる点は何ですか。

⇒就職希望先の会社で、現場と採用担当者との温度差がある場合があります。何のために障害者を雇いたいのか、会社にとってどんな位置づけなのかははっきりしていない場合は、難しいと感じることがあります。

- ・発達障害の種類は色々だと思いますが、どこまでの段階を『発達障害』として区分して、センターでは受け入れを行っているのでしょうか。

⇒発達障害の診断は必須ではありません。今通所しているメンバーも、診断を受けている人と受けていない人がいますが、基本的には障害者枠での就労をめざしていくので、手帳の取得は勧めています。

- ・利用者のかたが仮に 2 年間で就職先が決まらなかった場合は、どうされるのでしょうか。

⇒障害者総合支援法では、個人の状況に応じて 1 年間の個別延長ができる場合もあります。就職まであと一息という状況の場合には、ご本人にも相談のうえ市町村の窓口に

て延長に向けた相談をすることもあります。相談し、その後も就職がかなわなかったかたには、他のサービスや、障害者就労継続支援事業 A 型・B 型の事業所（22 ページで解説）を紹介することもあります。

- ・センターには、私自身が新人の時に研修で、職業訓練を受けるかたたちと接することができましたが、利用者のかたは就業への意識がとても高かったように思います。それも、センターでの訓練による成果でしょうか。

⇒利用者には生活のためや、経済的な理由のために就職の必要性があるかたもいます。

ここは就職に向けてのトレーニングをするための場所であると入所前に説明しています。また、通所を通して他のメンバーと刺激を与え合うことが就労への意識向上にもつながっていると感じます。

- ・障害者雇用を進めるために大事なことはどのようなことだと考えておられますか。

⇒〇〇障害者だとくくるのではなく、個人として個別に捉える視点が大切だと思います。

また、地域の関係機関と連携し、会社や地域社会に理解を求めていくことが大事だと考えています。

【定着支援（課題）】

- ・職場定着のための関係機関との連携支援とは、具体的にどのような機関と連携し、どのような支援を行いますか。

⇒ハローワーク、企業、医療機関、支援学校や専門学校などの教育機関などと連携し、就職後のフォローも行っています。

- ・就職先への定着が難しい場合、どのような原因があるのでしょうか。また、就労が続きやすい職場環境、続きにくい職場環境とはどのような環境ですか。

⇒現場のキーパーソンがころころ変わる職場、人事異動が多い会社などは、頻繁な環境の変化によって体調を崩すかたもいます。障害者の雇用管理に関する引継ぎが不十分なために定着できなくなることを避けるために、センターのスタッフが現場へ訪問して調整することも大切だと思っています。

【事業所支援】

- ・事業者への支援とは具体的にどのようなことを助言しているのでしょうか。

⇒その人が持つ特徴だけでなく、雇用管理面、環境設定、業務管理などで必要な配慮について具体的に説明しています。

- ・企業側としては、採用にあたりどのようなことを心がけると良いでしょうか。
⇒施設外訓練などで、実際に会社で働いている様子を見る機会を増やすこと、雇用の主体は企業であることを意識した上で支援機関を活用することなどです。

【展望・要望など】

- ・行政側でできる支援には何があると思いますか。センターでフォローしきれない、行政の力を借りたいような事案はありますか。
- ・支援する側からみて、今の箕面市の状況をどのように感じておられますか
⇒市役所の仕事にはとても幅広い業務があると思うので、訓練生に職場体験の機会を作ってもらえたらありがたいです。今年度も市役所内の3部署で訓練をさせてもらい、利用者は就労に向けての意欲がとても高まっています。また、市役所の業務の委託や指定管理者募集などをすると、障害者雇用の視点からも検討していただけたらと思います。また、教育関係では、学校側と一体となって継続してサポートしていける仕組みをととのえていけたらよいと思います。

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスについて

●就労移行支援事業

就労を希望する65歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。（利用期間：2年）

●就労継続支援A型事業

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。（利用期間：制限なし）

●就労継続支援B型事業

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。（利用期間：制限なし）

～取材を終えて～

職員 J

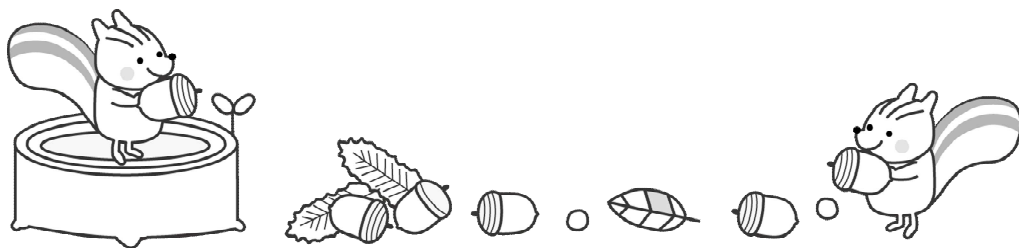
両センターから事業内容、雇用状況などをお伺いし、各々のセンター利用者に沿った支援が行われているのだと感じました。訓練生だけでなく、受け入れる企業側へのサポートまで行っているのは丁寧な対応であり、見習うべき点が多いように思います。

障害者当人に対する支援だけではなく、受け入れ企業側に対する支援など、あらゆる視点からのサポートが必要であると、視野が広がりました。職場体験の機会の確保・創出や関係企業とのやりとりのなかで、障害者雇用を呼びかけていくことは、行政としてできる範囲の内容であり、市役所の職場体験などは積極的にどの部署でも行える障害者雇用支援なので、今後の人権行政として取り組んでいけるよう検討していくべきだと思います。

職員 K

実際に障害者就労支援に携わるかたのお話を聞けるたいへん貴重な機会であったと思います。以前、市内の就労継続支援B型事業所に伺ったことがあり、そこでも感じたのですが、スタッフのかたと利用者のかたが丁寧な言葉でやりとりし、指示に対しては返事をする、トレーニングの時は集中して取り組むなど、実際の社会生活を意識できるよう徹底されているという印象を受けました。

また、〇〇障害者とくくらないことが大事というお話が印象に残りました。障害のない人の場合でも、性別、出身、職業など様々なくくりと決めつけが存在しています。私たちの意識のなかにそのような決めつけ・思い込みが存在していることを自分で認め、その決めつけで人を傷つけてしまわないように、立ち止まって考えてみるのが大事だと思いました。



職員 L

訓練を受けておられるかたの真剣なまなざしや、直接お聞かせいただいた、働くことへの思いが心に残りました。

職員のかたの説明をお聞きしながら、障害のあるかたが雇用支援センターの訓練を受けてみようとする土台を形成するために、就学前教育や義務教育段階でどのような関わりが必要か・できるかを考えていました。思いついたのは、

- ①様々な仕事や人に出会う機会を通し、子どものキャリア観を耕すこと
- ②できることを増やし達成感を得る中で、自己有用感を高く保つ支援
- ③保護者が雇用支援センターなどの就労支援について知ることができるような機会の設定

などです。もちろん、これまでなされてきたことも含まれています。

また、お話の中で、中学校卒業後は障害のあるかたと行政機関や支援者との接点が少なくなり、困りごとや潜在的なニーズがつかみづらい現状があるとお聞きしました。解決策の一つとして、学齢期のうちから、相談するうぶのような相談支援事業所（※）などをつながることで、空白期間を少しでも埋めることができるのではないかと感じています。そうであれば、今後、教育機関は相談事業所と連携をより密にしていく事が重要だと思います。

今回の聞き取りを通じ、保幼小中を超えた、長いスパンで見た支援の在り方を考えることの必要性を、改めて実感できました。

また、「ともに学び・ともに育つ」という言葉に表される質面の支援教育の理念が、真に一人ひとりの子どもたちの心に根差すことができるよう、取り組んでいくことが必要ということも感じました。

※相談するうぶ…指定特定相談支援事業所の一つ。障害福祉サービスを利用するために必要な「サービス等利用計画」を作成する事業所。



職員 M

雇用支援センターでの取り組みは、就労に向けた個別指導に熱心に取り組まれていることがわかります。本当にこの人に合った仕事は何だろう？と考え、いろいろな職場探しをしていただいています。

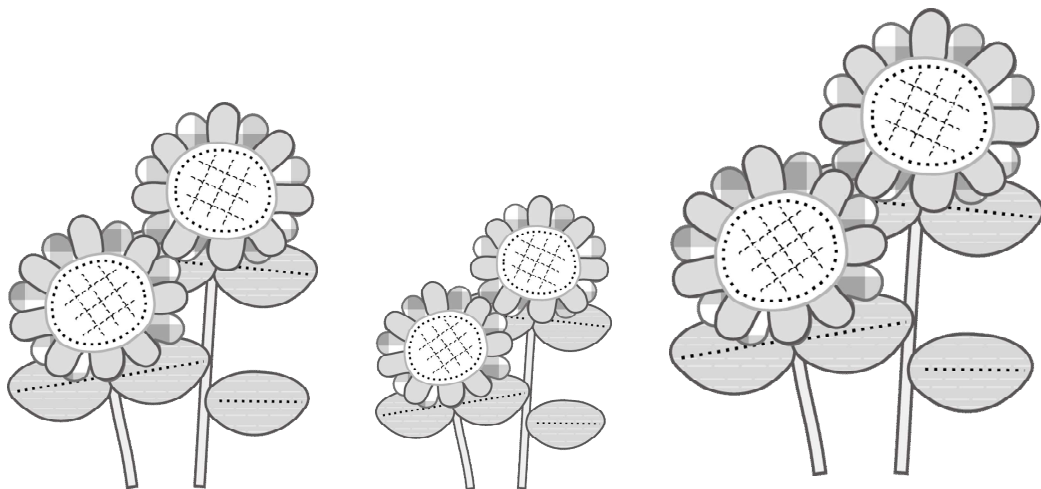
就労までたどり着ければいいのですが出来なかった時、最終的に（支援の延長などを）決定するところが行政となります。そこで、行政職員がどれくらい理解しているかが問題となります。書類と 1、2 回の面接で判断するので、どこまで理解できるのか。

障害をひとつの個性として受け入れ、より良い方向に進めるためには、多くの課題と向き合う必要があります。

働きたくても働けない人、日常生活が難しい人、もっと拡大すると障害がないとされても社会生活が難しい人など、いろいろな人がおられます。

そんな中で、今回のように就労支援や支援教育についてのヒアリングを行うことで、自分に問いかけ、みんなで問いかけ考えることが出来て良かったです。少しでもこのヒアリングが、プラスになることをねがいます。

障害のあるなしに関わらず、住み良い「箕面市」にしていきたいです。



職員 N

雇用支援センターでは、ただ作業をするだけでなく、作業を通じて「報告、連絡、相談」やコミュニケーション能力を学び、適応能力を高めることが狙いであることをお聞きし、そういったしっかりとした狙いが就職率の高さにつながっているのかなと感じました。また、定着率についても、平成 27 年度に就職したかたは現在も働いておられると伺い、雇用支援センターの訓練がそういったことにもつながっているのではないかと感じました。

実際に訓練生のインタビューをお聞きし、その訓練生は就職することに対して意識が高いことを感じました。雇用支援センターによる訓練生の意識への働きかけと、周りの訓練生とともに過ごすことによる刺激がよりよい効果を生んでいることを感じました。

市役所の今後の障害者採用についても、様々な角度から考えてみないといけないと思いました。

◇コラム1 支援教育・発達障害・障害者就労に関する制度など

●学校教育法施行令の一部改正（平成 25 年 9 月）

障害のある児童生徒の就学先決定の仕組みについて、「特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小中学校へ就学することも可能」としていた従前の規定が改められ、「本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村の教育委員会が決定することが適当である」とされました。

●発達障害者支援法の一部改正（平成 28 年 8 月）

発達障害者に対する「切れ目ない支援」と、全ての国民が共生する社会の実現をめざし、教育面では障害のある児童と、ない児童が可能な限り共に教育が受けられるよう配慮することが規定されました。また、個別の指導計画の作成やいじめ対策を推進するとし、就労面では国・都道府県に対し、障害者の特性に応じた就労機会を確保することが規定されました。

●障害者雇用促進法の一部改正（平成 28 年 4 月）

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、平成 30 年 4 月からは、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置が講じられることとなりました。

●総合評価落札方式

箕面市では、委託契約などについて、価格だけでなく、専門的な技術やノウハウ等の要素も評価できる手法として平成 24 年度から「総合評価落札方式」による入札を推進しています。評価項目のなかに、「障害者雇用率」「障害者の雇用予定数」「障害者の就労に係る支援体制」を含み、障害者雇用の取り組みについても評価の対象としています。

◇コラム2

障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の施行

【障害者差別解消法】

この法律は昨年度分でも紹介しましたので、その後の動きをご紹介します。その後、国では省庁ごとに対応要領が公表され、内閣府ホームページの「合理的配慮サーチ」では、合理的配慮等の具体的な事例が「障害の種別」「生活の場面」ごとに紹介されています。

また、大阪府の「大阪府障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（大阪府障がい者差別解消条例）」（平成28年4月施行）では、相談と解決の仕組みをはじめ差別をなくすために必要で大事なことを定めています。本市では、障害者市民施策推進協議会において、当事者市民・団体を含めて議論が進められています。

【ヘイトスピーチ解消法】

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

このような情勢の中、国会において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が成立し、平成28年6月に施行されました。

施行前の平成28年3月、法務省が行ったヘイトスピーチに関する聞き取り調査では、ヘイトスピーチが地域住民に与える影響が明らかにされています。（以下抜粋）

*若いときは、差別はどんどんなくなっていくものだという確信があった。若い世代になれば、そういうのは馬鹿らしい偏見だって分かるようになると信じていた。ところが、（ヘイトスピーチをしている）動画を見つけてショックだった。よくなるどころか、そういうのが許されているということに。

*善良そうに見える青年が、「朝鮮人出て行け」、「お前たちはいない」というプラカードを持ったり、拡声器を使ってしゃべるのがすごくショックだった。普通の人たちが、朝鮮人、韓国人は汚いという教育を受けているのかと恐ろしく感じた。

-
- *子どもたちに及ぼす影響は大きい。民族名で生きている子どもはほとんどいない。自分の存在をどんどん隠さないといけなくなっている。
 - *ヘイトスピーチを浴びると、何週間も苦しい気持ちを抱えながら仕事をする。仕事をしている時に、ふいに涙がこみ上げたり、夜中に目が覚めて眠れなくなることもある。
 - *職場でも、上司や同僚が心の中でどう思っているんだろうと疑心暗鬼になる。最近はミナミとか梅田でヘイトがあると聞くと、用事があっても行くのをやめてしまう。
 - *朝鮮人出て行けと言われても、出て行けないからいるのであって、ちゃんと歴史を勉強してほしい。デモに参加していたのは若い人が多かったので、近代史をちゃんと勉強していればそういうことは言えない。
 - *日本人は、自分の周りには日本人だと思い込んでいる。学校では、戦中戦後の在日の歴史が全部省略され、それでデマが信じられやすい状況になっていると思う。
 - *法務省にも、ヘイトスピーチの現場に調査に来て、何がおきているのか実態を把握してほしい。具体的な罰則が必要だと思う。ペナルティがないとレイシストはやめない。
 - *「国へ帰れ」という言葉は、私たちの存在そのものを否定する言葉。悪意のない人も、「(日本に) 何でおるん?」、「日本語うまいね」と言うことがあって、そういうのはヘイトスピーチではないけど傷つく。

【部落差別解消推進法】

部落問題（同和問題）は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。残念ながら、今なお、こうした人々に対する差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案が発生しています。平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、現在も部落差別が存在するという認識が示され、教育・相談・実態調査などについて定められました。



◇コラム3 差別落書きはいっさい許さない

前ページのとおり、今年度は、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法などが次々と施行されました。

憲法の理念に則り、差別のない社会の実現に向けて、一人ひとりが理解を深めるため、国・自治体により相談や教育・啓発などを進めているにもかかわらず、誠に残念ながら、平成28年の年末から年始にかけて、西南・萱野南図書館のトイレで各2件、また、西南・中央図書館の本の中に、障害者差別・部落差別を含む落書きが多数発見され、本市の職員個人を対象にしたものが、他市の駅で見つかりました。

本件は、障害者、部落出身者などの人々を対象として、差別用語を多用して公共の場に落書きをしたもので、行政として決して許すことができない行為であり、本市の職員個人を対象にしていることも問題だと認識しています。

市としては、差別落書きを清掃業者が消そうとしたことへの反省から、各公共施設における初動対応に関して対応手順を明確化し、特に「差別落書きを消さないこと」「人権施策課にすぐ報告すること」について、委託業者を含め複数回にわたり周知してきました。大阪府人権局や大阪法務局にも一連の差別落書きを報告し、市内外の関係機関とも連携を図っています。

また、箕面警察署へ被害届を提出し、真相究明に向けた行為者特定に努める一方、再発防止に向けた点検等の作業を進めています。また、市民・事業者の皆様には啓発企画等を通じてお伝えするとともに、職員研修でもこの問題にふれるなど、周知に努めています。

障害の有無、出身などの属性に関わらず、多様性が尊重される、真に豊かな社会づくりのため、本市としては、悪質・卑劣な差別落書きはいっさい許さないという姿勢で、今後も引き続き、市民の皆様と共に取組を進めていきます。もし、このような行為を見つけられた場合は、各公共施設の事務所などにご連絡ください。一人ひとりが人権を尊重し、誰もが安心して暮らせるまち・みのおをつくりましょう。



◇コラム4 人権啓発シンポジウム報告 (3月4日、@らいとびあ21、71名参加)

「わかりあおうとする社会へ」～図書館などでの差別落書きから考える～

前ページのような図書館などでの差別落書きの発生を受け、本市として差別を許さない姿勢を示すと同時に、障害当事者や支援者、地域の皆さんの声を聴き、市民と共に進める取組を考えるため、市と箕面市人権啓発推進協議会（人権協）との共催でシンポジウムを行いました。

このような行為の背景には、ネット上の大量の差別書込みに有効な対策がないことや、聞くに堪えないヘイトスピーチの横行により、まるで差別的な言動が許されているかのような昨今の風潮があり、こうした不寛容な社会のありようが、差別落書き、ヘイトスピーチ、ひいては相模原市で起きた事件のような悲劇を生む土壌になっていると考えます。そこで、この日のタイトルは、このような寛容さを失った社会ではなく、わかりあうこと、認め合うことを再認識したいとの思いで、「わかりあおうとする社会へ」としました。

コーディネーターは牧ロー二さん、パネリストは、大道広子さん（人権協・会長代行）と湯山徹さん（人権協・事務局）でした。牧口さんは、長年、障害者の社会進出をテーマに取り組んでこられたグラフィック・デザイナーで、NHK テレビ「きらっといきる」で10年間、司会者としてレギュラー出演、障害者だからこそ見える社会の矛盾を鋭く指摘してこられました。いまはNPO 法人「ゆめ風基金」代表理事として、自然災害で被災した障害者の支援をされています。

【牧口さん】

*タイトルにあるように「わかりあおうとする」交流が大事で、一方的ではいけない。

しかし「犯人さん」は顔を出さない、一人なのか、複数なのか。犯人像に分け入ってみたいが、わからない。その人に会いたい。目的は何なのか、いろいろききたい。

*なぜそういうことをするのかと思うが、でもそういう気持ちは自分の中にもある。かつて美術学校を出て就職のため50社受けたが、一つも採用してもらえなかった。その時、テレビを見ていて笑顔の映像に腹が立ったことがある。このとき「孤立」の怖さを感じた。もしかすると犯人さんも似ているのかな、と思う。

*「ひと」ではなく「人間」になりたいと思う。心は人と人の間にある。孤独は楽しめる

けど、孤立はいけない。犯人さんに、君も他人とつながろうと言いたい。つながろうとしても無視されるとか、相手にされないと思っているのではないか。

【大道さん】

*本館ロビーの時から「こわい」と思った。つながっていると思っていたのに、全員から無関心や憎悪を向けられているように感じた。その後、連続して起こっているので、私と同じ思いがより広く伝わっているのではないか。

*当事者だけで声を上げる勇気はなかなか出ないが、関係者で集まることで落ち着いた。自分の話を聞いてくれる場だと思うと安心する。

*部落出身者や障害者がもやもやの吐け口にされることが多い。私の中にもそういう気持ちはあると思うが、弱い者がより弱い者をたたくのはやめたい。

【アンケートから】

*市民の心をつかんでいくことが大切という言葉が印象的。

*ひとでなく人間でありたいという言葉から、差別を許さないと言うだけでなく、どう人間としてつながるかを考えたい。

当事者の思いに共感する人々の輪を広げ、行政からの発信とともに、広く地域の市民団体で知恵を出し合い、それぞれにできることから差別事象に対して取り組もうという共通認識が得られたものと思っています。

差別事象の黙認や放置が、ヘイトクライムやジェノサイドと地続きだということは、歴史をふりかえり、民主主義における人権の成り立ちを考えると明らかなことです。

さまざまな属性をもつ人々を排除して多様性をもたないまちは、豊かさのない貧しいまちだと伝えるとともに、人権尊重のまちづくりに向けた啓発や行動を、行政として今後も呼びかけていきたいと考えています。

行政としては、連続して発生している差別落書きについて重く受け止め、引き続きいっさいの差別を許さないという姿勢で、人権協をはじめ市民の皆様と共に取り組みを進めます。差別や排除によって人々を生きづらくさせる状況を変え、障害の有無、出身などの属性に関わらず、多様性を尊重しながら、誰もが安心して暮らせる真に豊かな社会づくりのため、今後もこのような企画を通じて、地域でそれぞれのできることを、当事者市民の皆さんと共に考えていきます。

箕面市人権宣言

わたしたち、みのお市民は、なり豊かになつた
たらの街を、よき愛しています。この街に住
み、この街で暮らすすべての市民が、たれを
りとして、「人権」を踏みしられ、涙をこぼ
すことがあつてはならないと願っています。わたし
たちはそのために、引きも切らずに続く「人
げんを否定すること」に、しっかりと向き合
それをなすために行動したいと考えています。
このように、愛すること、願うこと、考えること、
行動することは、みのお市民のたからかな
誇りです。わたしのために、あなたのために、
みんなのために、人権の街みのおを
育てます。日本国憲法のこころ、市民
の風で、ここ箕面市を「人権の街」として
宣言します。

平成五年（一九九三年）十二月二十日

箕面市

箕面市非核平和都市宣言

真の恒久平和は、人類共通の願いである。

しかしながら、近年、世界において軍備の拡張は依然として続けられ、世界の平和に深刻な脅威をもたらしていることは、極めて憂うべきところである。

わが国は世界で唯一の核被爆国として、再び広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならない。平和なくしては、明るく豊かな生きがいのあるまちづくりは保障されない。

よって、箕面市は、平和を愛する人達が集うまちとして、日本国憲法にうたわれている平和の理念に基づき、非核三原則の完全実施とあらゆる国のあらゆる核兵器の廃絶を訴え、ここに非核平和都市であることを宣言する。

昭和60年3月28日

箕面市

☆編集スタッフ・人権行政研究会

＊箕面市人権行政推進本部会議のもとに設置

＊①人権担当と各部局の連携強化、②職員の人権意識の把握・向上、③人権課題に関する市内での実態把握 ④人権情報紙の作成・編集その他、を目的として活動

印刷物番号
28-21

平成29年(2017年)3月

編集：箕面市人権行政研究会

（事務局：箕面市人権文化部人権施策課、

箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局人権施策課）

発行：箕面市人権文化部人権施策課

〒562-0003 大阪府箕面市西小路4-6-1

TEL.072-724-6720 FAX.072-724-6010

Email. jinken@maple.city.minoh.lg.jp

